

第5回 屋久島町廃棄物処理施設整備検討委員会 議事概要

日時:令和元年11月26日(火)午後1時30分～午後4時

場所:屋久島町役場議会棟第2委員会室

委員長:検討事項について、事務局説明をお願いします。

事務局:本日の検討事項につきましては、新しい施設で発生します焼却灰などの残渣処理方法につきまして皆様に検討をしていただきたいと思っております。事前に資料をお配りしたんですが、なかなかちょっとわかりづらいところもあるかなと思っております。また、プロジェクターの方にも映しながら、色々御説明をしていきたいと思っております。今回、残渣処理につきましてお話をさせていただきますのは、これまで本町の施設につきましては、炭化溶融炉ということで焼却灰が発生しておりませんでした。新しい施設は焼却方式を採用するという方向になっておりますので、灰が発生してきます。現在、本町の最終処分場で灰の処理が出来るように、県の方と調整を行いまして打ち合わせを行って、灰の処理をする方向で行っております。今回、灰処理を行うための方法や経費を皆様にお示しすることで、色々御意見をいただいて、新しい廃棄物処理施設稼働時の、灰処理についてはどういう方法が良いのかということ協議していただきたいと思っております。協議内容によっては、またこちらの方で、事前に色々作業をしていかなきゃいけないことも出てくると思っておりますので、皆様の、今日の、残渣処理につきましての色々御意見をいただければと思っております。それでは、一つ一つ、ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。まず、資料の1ページをご覧ください。資料の1ページに、新しい廃棄物処理施設で発生をする残渣の処理方法について考えられる3つの手法を挙げさせてもらっております。一つは、島外の民間業者に処理を委託する。二つ目は、新たな最終処分場を整備する。三つ目は、既存施設の利用と島外民間業者へ処理を委託するという3つの手法、方法をここに挙げております。残渣の発生量としましては、これは、本町の一般廃棄物処理基本計画の、目標達成後のごみ処理内訳を基に設定をいたしました。以前、皆様に施設規模についての参考資料等で一度ごみの排出量についての資料をお配りしておりましたが、その中の数字を基に今回算出しております。この中で不燃残渣ということで、リサイクルプラザから出てくる陶器くずですとか、ガラスくずですとか、そういったものの不燃残渣、あと、可燃ごみ処理に伴い発生する残渣としまして、焼却主灰と飛灰というのを上げております。この主灰につきましてはごみ発生量の10%を計上しております。飛灰は3%で計上しております。これは、他の施設の方が計画を立てるときにですね一つの目安としてこの灰の発生量という時に用いる数字をうちの方も使わせていただきました。これを基に算出したところ、令和6年度の排出量につきましては不燃残渣が167トン、主灰が229トン、飛灰が69トン、合計465トンです。これは、量につきましては、今の分別方法の中で発生するごみ量に対しての量となっております。ですので第4回の話の中で出ました、今、有価物として出しているものですとか、そういったものの量はまだ入っておりません。ただ、この主灰の10%ですとか3%という

のも、皆さん方に種子島の方の施設を見たときにお分かりと思いますが、実際の計算値よりも発生する量というのは大分少ないようでありますので、大体この数字を一つの基準として考えていいのかなというふうに思いまして、今回、数字を上げさせてもらっております。残渣処理方法毎の費用の算出につきまして、御説明させていただきます。まず、1番最初、島外の民間業者へ処理を委託する場合です。この運搬費用と処分費につきましては、本町での取り扱いはまだありませんので、近隣のところの数値等を勘案して用いた部分と、あと灰のこの4万4,000円というのは、うちは今炭化物を島外の方に搬出しております。この数字を用いまして計算をしております。ですので、実際搬出する際には、変動する見込みがあるというふうに思っております。それで今回色々算出していきますが一つの目安として、考えていただければ大変ありがたいです。令和6年度の残渣発生量と委託費の単価を掛けたところ年間2,500万程度の処理費がかかるというふうに算出されました。これを15年間ということで書いておりますが、最終処分場の使用期間の一つの目安が15年ということが謳われておりますので、15年間、この搬出を続けた場合に3億7,500万かかるということで算出をしております。次に、島内に新たな最終処分場を整備する場合を算出しております。この最終処分場の性能につきましては、国の方で示しております基準に基づきまして、埋立期間を15年を目安として、今回算出をしております。15年間に本町から発生するごみ量を算出してどれだけの大きさの規模が必要なのかっていうのを算出したところ、2ページの上の施設規模の算定結果をご覧ください。重量としましては、先ほど出ました465トンという残渣物が出るということで算出しておりますが、これを体積換算をしますと、年間に595 m^3 の埋め立ての必要があるという計算が出てきております。これを15年間埋め立てした場合に施設規模としては9,000 m^3 の施設が必要になるんじゃないかということで計算をされました。ちなみに、南種子町の施設は6,100 m^3 です。種子島の施設は8,000 m^3 の施設が3区画あるということで、この前教えていただきました。この9,000 m^3 という施設を建設した場合を今2ページの下のほうで算出しております。条件としましては、屋根の付いた、今と同型の処分場ということを考えております。3ページをご覧ください。この近隣の離島事例、離島の自治体の事例を参考に建設費の算出ですとか、維持管理経費についての算出を行いました。その場合、1 m^3 当たり約12万5,000円の建設費が必要である。また、維持管理費としまして、大体、浸出水の処理施設の規模が1 m^3 当たり90万8,000円必要であるという計算がされました。これ事例が2事例しかありませんので、どこまで精密な計算になるかはちょっと私も難しいところがあると思いますが、ちょっと聞き取りが出来る離島事例ということを1番大事に思って、参考に使わせていただきました。この数字を基にした場合、最終処分場の概算建設費につきましては11億2,500万という数字が出ました。維持管理費につきましては、参考にしましたこの最終処分場が1日8 m^3 の浸出水を処理する施設でありましたので、うちが9,000 m^3 の廃棄物最終処分場を造るとした場合に必要な浸出水の処理施設の規模を算出しますと、大体1日12 m^3 の水を処理出来る施設が必要じゃないだろうかという計算が出ましたので、これを、年間維持単価を掛けまして、あと、維持管理費の人件費を計算したところ大体

年間1,600万、1,650万程度の維持管理費がかかるという計算ができました。これを15年間維持すると2億4,700万という形で算出がされております。4ページをご覧ください。4ページにつきましては既存施設の利用と、島外の民間業者処理を委託する場合の計算をしております。現在の最終処分場につきましては、平成29年度末の残余容量が4,500^mあります。現在は、少量の不燃物しか入れてないため、今後、残余容量が大幅に減少する見込みは余りないというふうに考えております。そのため、新施設が稼働した場合に年間595^mの残渣が発生すると、先ほど計算の中で出ましたので、これを、島外に出すこと無くずっと最終処分場の方に入れ続けていきますと、約7年間は処理が可能であるという計算になります。ただ今までの手法1、手法2の比較をするために、これを15年間処理が出来るように島外民間業者へ処理委託する手法と組み合わせた場合、年間約280^mを最終処分場で処理、埋設をしまして、残りの315^mを島外民間業者へ処理を委託するという事で計算をしております。最終処分場の方に入れるものにつきましては、運搬単価の高い飛灰の方を中心に入れるということで計算をしております。その場合、委託費につきましては大体年間1,180万程度かかるという計算になりました。これを15年間最終処分場と島外業者への委託等で処理をしていきますと、1億7,800万の経費がかかるということで計上しております。施設の維持管理費につきましては、現在、浸出水は炭化施設で循環して利用されているため、浸出水施設はありません。なので、新たな施設では、整備の必要がある可能性がありますので、手法2で求められた概算の維持管理費を仮に計上しております。以上の3つの手法を一つの表にまとめて比較をいたしますと、手法1では15年間で3億7,500万程度かかると。手法2では13億7,244万かかると。ただこれですね、新しい最終処分場を造ることになりますと、交付金ですとか、起債ですとかそういったものが入っております。そういったものを除外して実質的な負担をちょっと他の事例等を参考に計算しますと、大体建設費として一般財源の持ち出し額は5億程度、5億437万5,000円程度が一般財源の額として見込まれております。ですので、この手法2の合計としましては13億7,200万を上げてはいるんですが、近隣自治体の情報等を基に考えますと、大体一般財源としましては7億5,000万程度の一般財源が必要になってくるんじゃないだろうかということになっております。手法3におきましては4億2,564万の経費がかかると算出されました。手法3につきましては、新しい廃棄物処理施設の建設に伴いまして、その浸出水設備が必要になってくるとなると、その整備費用もちょっと変わってくるのかなという思うところもあります。あと、今の最終処分場につきましては、現在13年が経過しておりまして、今後これを新しい施設が出来てから15年使うとなると、大体施設自体が築30年近く経って行くところでもありますので、新しい施設の建設と併せて、ちょっとこの最終処分場を使えるように幾らか整備する必要が出てくるのかなと思っております。その整備費用につきましてはまだはっきりと出ないところもありますので、ここでは計上しておりません。資料の説明につきましては以上です。ただ、資料がちょっとわかりづらいところもあるかと思っておりますので、ぜひ皆様からこの資料につきましての御質問と、あと、この処理方法につきましての御意見をいただければと思います。よろ

しく願います。

委員長：はい。今、事務局の方から説明をいただきました。これを、説明の中で、皆様方からわからないところ、また、問題だなあと思うところがあったら、御提案をください。

委員：ちょっと質問なんですけれども、新たに最終処分場を造るとして、予定では15年でいっぱいになる予定のを使って、15年でいっぱいになったとするじゃないですか。いっぱいになったから、もうそこで、維持管理費が無くなるわけではなく、そこからまた維持管理費がかかると思うんですけども、浸出水の処理とか、いっぱいになった後、どれ位の期間維持管理が必要で、どれくらいのお金がかかるのかも知りたいのですが、願います。

委員長：事務局。

事務局：はい。今の御質問がいっぱいになった後の維持管理なんですけども、最終処分場の廃止というのは、いっぱいになった後、水処理施設から出てくる水が、もう、水処理施設を通らなくても、そのままストレートに流しても、排水基準に合ってますよというのが一つ。あと、もう一つ穴を掘ってみて、地中の温度が周囲と余り差がないというか、非常に高温になってないことが一つ。あと、ガスの発生がないこと。この三つの条件があれば廃止できます。ただ、その水処理施設を通らなくても、水の質が安定してますというのは、最低1年間は見ないとはいけません。廃止、埋め立てが終了後、だから、1番最短でも、1年間は維持管理にかかるという形になります。ただ、ずっときちんと埋め立てをきちんとしていて、いずれもきちんとすれば大体1年2年で、もう水は安定してくると思います。よろしいですか。

委員：ありがとうございます。

委員長：よろしいですか。

委員：はい。

委員長：最終処分場の規制については、今の施設が出来る頃の燃焼効率よりもはるかに良くなってるので、飛灰の出る量が少なくなってるんですよ。もうその方法なので、今までの昭和の時代に出来た最終処分場よりもかなり長持ちをする。というふうに思っていますが、はい。

委員：今の意見でですね、最終処理場がもう全部いっぱいになって使わなくなったというときは、屋根はどうするんですかね、将来、そのままですかそれとも解体するんですか。

事務局：他の自治体の事例を見ますと、解体に合わせての土地利用を考えて、例えばテニスコートを造ったり、ゲートボール場を造ったりとかというのがあるみたいです。ですので、何に使うかによって、必要があれば、そのまま残すということは出来るんですけど、ただあと躯体がどの位もつかとか、そういったのも出てくると思います。ですので、もし残すのであれば、躯体の整備、修繕というのが出てくるのかなというふうに、思っております。

委員長：いいですか。

委員：はい。

委員：資料見るとですよ。単純には1の手法、1を見てみますと、これで全て処理が

出来るのというふうに見えてしまうんですが、もう最終処分場も何も要らないよと。そういうことはまずありえないというふうに自分は考えています。何故か。どうですか。手法1をとるとですね。

委員長：手法の1。

委員：このページでいけば、4ページの方です。1、2、3あるじゃないですか。この手法1の方式がいいよと、もう金額もここに示されてる限りであれば、非常に少ない金額で。ところが、これで見ると最終処分場要りませんよというふうに見えてしまいますよね。ですが、本当に要らないのっていうことなんですね。自分は要らないということはありえないと思ってるんです。

委員長：ありえないですね。焼却灰が出る施設については最終処分場を付けなきゃいけないので。

委員：現実に見てきたから、焼却処理をしても現実には綺麗な灰だけじゃなくして、金属が混ざったりしているものもある、色々ある。むしろその金属とかは取り出すことはできるけれどもっていう、この資料の中に書いてありますよね。でも、利用価値が少ないと、そういう説明がありますので、1については、果たしてどうなんだろう。それと、委託費用がこれから先、上がるというのも当然考えられますけれども。

委員長：当然上がってきますよ。

委員：間違っ下手をすると最悪は取引が出来なくなる。自分は手持ちの資料でいくと九州管内には2カ所、取引が出来るかもしれないっていうセメント工場が2カ所あると思ってるんですが、それが出来なくなるかもしれない。そういったことを考えていきますと、どうかなというふうに思いますね。手法2を見てみますと、当然その建設費がかなりといいますか、ごく当たり前なんでしょうけれども、これはかかると。それにプラスして、どこへ造るのかなという難問が見えてきますよね。ですが、自分としては、未来永劫この最終処分場は必要無いというふうには考えてないんです。そういうことがあるはずも無い。でも、先になりますとですね、あるかもしれない。プラズマを利用したごみ処理施設が出来るというふうになれば、これはもうゼロになりますので、全く無くなるっていうこと、テレビでも見たことがありますから、そういうことは起こるかもしれないんですが、とんでもない先の話だと思います。3の手法なんです、自分は3の手法、7年分容量が余裕があると、使うと仮定した時に、これは15年、性能指針で15年を目安っていうのがあるからこういう説明になってるというふうに考えますけれども、現在の最終処分場も使いながらですね、委託をして、委託をする方にウエートを大きくすることが出来るとすれば、そこを利用して行く、それもただし、先になれば、委託費用と相談を必要になるかとも思います。状況を見ながら、検討して、その後、最終処分場を建設するということも考えられるのではなからうかというふうには考えます。例えば先ほど説明がありましたように、飛灰については、処理の委託料も高い、量は少ない、だからこの部分は島内で処理をしようかというそういう考え方もできてこようかと思えます。少し、その気になることがですね、最終処分場だけではなくて全体で気になることということになるんですけれども、現在地周辺にするということでは

なってるんですが、自分もそれが1番だと思うんですが、どうしても気になるのが、ですねリサイクル施設、あるいは最終処分場と作業の連携等いかにして繋いで、どの位置に、どのように造って、効率良く作業が出来るのかな。これが非常に気になるところです。それで、これは自分が考えたって考えが及びもつかないところで、プロの知恵、技術を必要すると思っております。

委員長：1の島外の民間業者に処理を全部委託するっていうのはありえない、全て島外へ灰を持っていくっていうのは、ありえないと。

委員：ですので、併せて利用するっていうのは、自分は良いんじゃないかな。

委員長：だから、今の最終処分場を使いながら、処理し切れない部分をよそに委託するっていうのはあります。

委員：他に気になったのは、先ほど事務局の方で説明がありましたけど、改良、改修、そういった部分で、どれぐらい費用がかかるのかっていうのが示されてないなというのが少し気になったところでした。

事務局：最終処分場を持って無いのは三島、十島が持ってないんですけども、これはもう島内で最終処分場を造るにはちょっと土地も無いし、資金も無いということで、全量エコパークに出しております。喜界島が新しい最終処分場を造るときに、若干いっぱいになってから、新しいのが整備するまでの期間はエコパークの方で受け入れてもらってます。これは主に、どうしても出来なければ、エコパークという手もありますけれども、やっぱり全量最初からどっかよ所に頼むというのはちょっと想定してないというか、あくまでも、自分たちの出したごみが自分たちの地域で処理、最終処分までしましょうというのが法の趣旨だと思います。

委員長：他に。これまでの、はい。

委員：概算建設費のところですね。2ページの近隣の離島自治体の事例①、②があつて、これ3ページのところで、浸出水処理経費というのがありますけど、浸出水処理方法の中で事例1と事例2変わっているところが、膜処理があるかどうかだと思うんですよ。この浸出水処理経費と膜処理の関連性というのはまずどうなってるのか、それによって、概算維持管理費の算定の中で、浸出水処理施設の維持管理費というのはかなり大きな数字になってくるわけなんですよ。膜処理っていうのと、浸出水処理経費っていうのの関連性はどういう具合になってるのかちょっと教えていただきたいんです。

事務局：膜処理というのはですね、ゆで卵を剥けば薄い皮がありますよね。あんなものがプラスチックで出来たものなんですけども、要は、内側と外側に行き返りをして、外側のが浸出水の汚い水で、それを、すごく圧をかければですね、水だけ水分だけを通って行って、汚い部分は、膜の内側に残るんですよ。その膜の内側に残ったものを、後で、後もってまた処理をするというのが膜なんですけども、ただ、膜を通して出た水はすごく綺麗になります。もう、極端なことを言えば、飲み水と同じ程度にまで綺麗になります。だから、膜処理をしている最終処分場は今のところ、今は多いです。

委員：ですから、結局、膜処理をするかしないかによって、これ処理経費は計上されるかどうかでことなんですよ。そういうことですよ。

事務局：そうですね膜処理はですね結局、だんだん目詰まりするものですから、逆洗いをしたりしても、どうしても、取り替えとかなって経費が結構掛かります。その経費かどうかちょっと私もこれを見ただけちょっと分からないんですけども、膜処理は、ちょっと他の普通の水処理よりは、経費がかかるということは言えます。

事務局：はい。すいません。先ほどの膜処理の話なんですけど、ここに事例1の方、浸出の処理、処理経費の方、何も書いてないんですけど、これちょっと聞き取りは出来なかったところではありました。ですので、その事例2の方の膜処理が無い方の、処理経費の方につきましては聞き取りが出来ましたので、掲載をしております。事例1の自治体に色々話を聞きますと、最終処分場だけでちょっと費用算定といいますか、決算の額が出てなかったものですから、全体の中で、処理をされていて、ちょっと分からないということで、聞き取りが出来なかったところでした。現在うちの施設につきましては、先ほどちょっとお話をしましたが、最終処分場の方から出てくる水については、炭化施設のほうに繋いで処理を循環させているという状態です。ですので、新しい施設、もしそういうことが可能であれば、この処理水の施設というのは軽微なもので済むのかなというところがあると思います。ですので、この部分については、浸出水施設を造るのか造らないのかという部分については、来年以降、基本設計をする中でコンサルの方とも話をして、決めていかなきゃいけないところなのかなと思っております。ただ、今までは溶融スラグというもので、あんまり水も必要の無いところがありましたので、特段必要無かったのもので、炭化施設の方に繋ぐことが出来たのかもしれませんので、今後灰を入れるということになったら、やはり浸出水処理が必要になってくるという話になれば出てくる話かな、処理施設の整備ってなってくるのかなと思っております。その中で処理をする、しないっていうのは、環境性能をきちんと確認して、必要なその環境基準を満たすような整備が出来ればと思っています。

委員：はい。既存の最終処分場4ページですけど、③で、既存施設の利用と島外の民間業者への処理を委託する場合ということで、既存の最終処分場という文言が出てきてますが、これは、当初、今のクリーンサポートセンターの最終処分場っていうのは、管理型の最終処分場としてこれは造られたわけですよ。で、途中でスラグだけを入れるということがあったのかわからないんですけど、設計変更しておりますよね。実施設計と出来高設計でかなり差異が出てきてるんですけど、これは確実に、管理型の最終処分場として、今設計変更以降でも、その機能が失われていないのかどうかっていうのを、この場でちゃんと教えていただきたいし、当時私がちょっと調べた中では、省令の基準からすると、少し問題かなというのがちょっとお伺いしたもんですから、それが本当に、今でもまだ管理型の最終処分場としてちゃんと使えるかどうかというのを確認をしたかったのと、もう一つ、残査処理方法の比較、比較評価の中で、手法の3の中で、最終処分場の維持、維持管理費、これは、この最終管理型の最終処分場であれば、膜処理というのをされてたんじゃないんですか。違うんですかね、無いんですか。

事務局：最終処分場の管理型というのは、埋め立て部分にシートをし、1番下に不透浸性かな、水が通らないシートを2重にしたりして、それで、いわゆる廃棄物を入れて、

上から雨が降っても下の方には浸み込まないで、パイプを通して水処理施設に持っていくっていうのが管理型処分場なんですよ。

委員：これがあの当時のパンフレットなんです。確かに、実施設計の時には、この通り出てました。でも出来高設計でこれが違ってたんです。

事務局：廃棄物が入る部分については、きちんと工事はされていると思うんですけども。

委員：この中にですね、高密度ポリエチレンシート、それからアスファルトシートは2ミリと4ミリっていうのは出てくるんですよ。

事務局：それが2重構造ですね。

委員：はい。

事務局：2重の遮水シートだと思います。

委員：これが底辺で、側面にも三重でまたあるんですよ。はい。これが落ちてたもんですから。

事務局：側面がですか。

委員：いやどっちもです。

事務局：今お話のありましたその最終処分場の仕様につきまして、パンフレットに載ってるものが、今現在の仕様になっています。

委員：それは間違いないですか。

事務局：間違いないです。完成写真の方と最終的なその施工の図面を、県の方とも確認をとりまして、この前からもお話をしましたように、最終処分場に灰を入れるということで、県の方にも話をして、県もその手続を今進めているところですので、そこは、管理型の最終処分場ということで、灰を入れられる形で今整備や手続を進めているところですよ。で、今、委員がおっしゃったのが、当初の計画をしていた仕様の部分と、実際設計する部分は、途中、変わった時期があったんですが、最終的にパンフレットに載ってる形で2重遮水シートにきちんとなってるということで、県の方とも確認をとれたところでした。あとですね、当初の、今、私の方で最終処分場の手続をしているというのがですね、1番最初にその施設が出来た時には、熔融飛灰と熔融固化物を入れますと載ったものですから、県の方としてはその灰を入れるというのであれば、ちょっと違うんじゃないのという話もあったので、一応御説明をさせていただいて、県の方で灰も入れる手続を今進めているところですよ。

委員：これからその維持管理費を考える中で、今のことは非常に重要なことだと思いますので、やっぱりちゃんとこれが担保されてるっていうのは、この会議の中でしっかりと出していただければと思います。

事務局：1番最初の熔融固化物を入れますということで、この処分場を造ると、県の方に申請したんですよ。その中に、例えば灰も入れますと、書いてあればよかったんですけど、施設としてその灰が出てくるのではなかったんで、その熔融固化物ですとか、そういったものを入れますという書類の申請になっていた様です。ですので、そこが新しい施設に向けて灰を入れますということで今処理を進めておりますので、この今の既存の最終処分場も使えるということで、県と話を進めているところですよ。

委員長：まだ最終処分場は使えるということでいいんですね。

事務局：はい。

委員：どうも水洗トイレを作って、配管が通っているかどうか、どうするんだっていうような、前回までは、最終処分場は10億以上金がかかるんで造りませんという話だったと思うんですけども、これは県から御指導があったんですか。そこら辺をお伺いしたいんですが。

事務局：はい。最終処分場を造るという前提で今回お話をしているわけではなく、灰を処理するというので、処理方法に幾つか方法があって、その中に最終処分場の整備ということもお示しをさせてもらっています。それぞれの方法で、費用的な部分とかもお示しすることで、皆様に、いろんな意見を出していただければと思っております。ですので、処分場整備というのがありきで、この説明をしているものではないということで、御理解をいただければと思います。

委員：そもそも、最終処分場を造る予算はあるんですか。

事務局：最終処分場を造る予算というのは、今のところは、当然何も無いところです。必要に応じて国の交付金の申請ですとか、そういったのはする必要が出てくると思いますが、今回は、お話をしていく中では既存の最終処分場を使えるということもありますので、そういったものを使用しながら、どのように出てくる灰を処理していけばいいのかという、協議をしていただければと思っておりました。ただその協議をする中では、新しい処分場を造る時にはどのぐらいの費用がかかるということも、資料としてお示しをしないと、なかなか比較ですとか、ちゃんとした検討が出来ないんじゃないかということで、最終処分場の整備費用ということもここに挙げさせてもらったところでした。

委員長：そう。焼却場だけ造って、最終処分場の無いところがまずありませんので、それはもう抱き合わせです。

委員：はい。自分は、1はありえないと言ったのは、焼却、ごみを焼却しますよね。最終的には灰になりますっていうふうに、ところが、全て綺麗な灰かということなんですよね。現実にはそれがありません。そうすると、もう鉄くずであったりとか、そういったものが出てくるので、そういったもの全てを引き取ってもらおう業者さんがおりますかっていうことでそれはないだろうと自分は見てるんです。そういうようなことがあるとするならば、現在の炭化施設で出た、あそこに山積みになっている処理困難物、磁性物、異物、あれ。つまり、炭に混ざったもので、こういうものが、なぜ、15年以上も取引先が無くてもあるのか。決して焼却をしたからゼロにはならない。処分場、最終処分場を含めて委託を含めて、後が残らないように、ゼロにならなければいけないというふうに自分は考えております。だもんだから、取引先がもう無い品物が出るであろう。だから、それは埋立処理をしなければいけないというふうに考えてます。はい。

委員：はい。焼却灰に、異物が混ざるという話、その始良みたいにはベルトコンベヤーで運ばれてきた時に、そういう金属とか、そういうの撤去する、そういう施設になるんじゃないですか。何もかもごちゃまぜの灰になるということは無いんじゃないんです。

事務局：はい、大きい物とかは多分取り除かれていくとは思っています。ただ、どれだけ

の小さい物とか、完全に取り除けるかどうかというの、まだ分からないところもありますので、燃えた殻だけではなくリサイクルプラザから出てくるその陶器くず、ガラスくずというのがありますので、そういったものを、やはり自分たちの町の最終処分場にきちんと入れる、当然そういうのガラスくずですとか陶器くずは処分も出来ませんので、そういったのを入れる場所としての最終処分場というのは、当然必要な部分だと思っております。

委員：最終処分場に自分たちの出したものを自分たちのところで処理するっていうのも大事だと思うんですけども、この出た灰を島外に出すと、コンクリートなどにリサイクルされるということだったので、その出た灰を、もし、リサイクル出来てコンクリートとかにリサイクル出来るなら最終処分場に入れてしまって、もう、そこで終わりではなくて、そう、何かリサイクルに回るならそれはそれでいい方法だなと私は思いました。

委員：始良の施設は飛灰と陶器類そういったものでしたですね最終処分場に持ち込んで、まだ、20年から30年は、十分持ち込むというか、可能だっというような話で、仮に、本町のこの飛灰だけ年間69トン、年間ですよ。これをリサイクルから、どうしても、そういった陶器類とかそういったものを含めて、既存の最終処分場で、どのぐらいもつんです。

事務局：はい。ページ4の方をごらんください。ページ4の上の方で、どれだけの量を入れられるかっていうので出しております。ちょっと、飛灰だけということではないんですが、一応、飛灰を中心に最終処分場の方に入れて15年間もつような形で処理が出来るんじゃないかと思っております。全量を、出てくる主灰ですとか飛灰ですとかそういったものを全量、今の施設に入れますと、大体7年間は今の施設で処理が出来ますと、ただ、飛灰を中心に、今の施設に入れていけば、大体、今の施設は15年間もつんじゃないだろうかと計算上ですね。出したところでした。

委員：要は今言った、15年持たせるために飛灰とその他、そういったものは持ち出す、コストの比較とか色々出てくる。そういった形になるかなと思うんですね。どっちがコスト的に安くてということになると思います。もう1点その既存の最終処分場の、新たにその浸出水の処理に何かこう、お金をかけなきゃいけないという、それはどうなんです。

事務局：はい。その浸出水の施設を造る可能性は出てくると思います。ですが、先ほどお話をしましたように、新しい処理施設との関連性をどうしていくか。今の炭化施設では、最終処分場から出てくる浸出水は炭化施設の方に流して処理を行っておりますので、それと同じ形が出来るのであれば、浸出水の処理施設っていうのは、大規模、全く必要じゃないってことはないとは思いますが、そう大きくは要らないとは思いますが、そこが、新しい施設の基本設計の中でどういう施設になっていくのか見えないと、ちょっとまだ何とも言えないところかなと思っております。ただ必要な施設になってくるとは、思っているところです。ただ、はっきりその造らなきゃいけないとか、造らなくていいと言えないところではあるんですが、造る可能性はあるということで、理解していただければ。

委員：造る可能性は高いというふうに見てた方がいい。規模は分からないけど。

事務局：浸出水施設の建設費用が分かればと思って調べてはみたんですけど、どこもその、廃棄物施設と合わせて造ったりとかその最終処分場の中で造ってるっていうのがありますので、今の事例2の方の金額が、最終処分場の金額、建設費用で僕はそう教えてもらってはいるんですけど。多少はこの中に含まれているところもあるのかなと思うところではあります。この事例2は、最終処分場の建設で6億9,000万、約7億位かかってはいます。最終処分場の建設費用で、お話はちょっと伺っていただきましたので、その中の区分として、浸出水施設ですとか、入れるストックヤードの部分の設置というのは明確に分かれてなかったです。私も最終処分場の建設費ということで、ここでお示しはしたところではありました。なので、実際どのぐらいの経費がかかるというのは、まだはっきりわからないところで、皆様にちょっと情報提供としては少ないところかなと思ったところではありました。

委員：私も、浸出水処理施設っていうのがとても気になってて、新たに最終処分場を造るにしても、今既存である施設を使うにしても、処理施設が必要になると思うんですけど、見学させていただいたところで塩が出るとか、水の品質、流してもいい水だけど、何かその取り決めて塩まで作って綺麗にとっても綺麗にして流してるところもあったので、そこら辺の処理の仕方とか、そういうのでまた、金額も変わってくるのかなと、その施設の種類だったりとかでと思うんです。

事務局：皆さんエコパークという薩摩川内にある施設御存じだとは思いますが、県の、公共関与の施設なんですけども、あれ放流してません。水処理をして、十分流せるまで綺麗になってるんですけども、周囲の自治体との話の中で、最初から流しませんといった関係で流さないで、また循環してます。循環してどうしても塩、塩分が出てくるんですね。塩分は流せば別に基準も何もなくて、特にいいんですけども塩分がどんどん濃縮されるもんですから、塩分については、もう塩として取り出しています。で、塩の処分先が無いもんですから、塩については肥料袋、トン袋といって、でかい、こちらでは最終処分場の周りにあるトン袋にたくさん入れて積んであります。どっか処分先も今探してる状況なんですけれども、放流水、そのまま放流してもいいような水質になって、なってるんですけども、循環して使ってるって、循環して使うにはどうしても塩分を除去しないと、どんどん濃縮するもんですから、塩分だけ取り除いて、横に置いている状況です。

委員：放流しても良い位の水質だったら放流した方が、塩は出さなくて済むんですよ。

事務局：要は、周りの自治会との約束で、最初から放流はしませんということで約束したもんですから、循環しようという形になっています。ただ、多分、今、委員がおっしゃった塩が溜まってというのは、多分、放流をしてないところじゃないかなと思うんですよ。

委員：放流すれば、塩を作る施設は要らなかったという話でした。

委員長：陶器とかガラス、これはどういうふうにしようという考えですか。

事務局：はい、陶器ガラスくずについては、最終処分場の方に入れる。

委員長：そのまま入れる。

事務局：はい、完全にくずの状態になっているので、リサイクルにも回せないような状態ですので、自分たちのところで入れるということを今考えています。

委員長：これはふるいにかけて、砂の代わりに使える。

事務局：ですね、そういうリサイクルルートが利用する方法があればですね、そういったものは経費とのかかわりになってくるでしょうけど、積極的に使えればと。

委員長：そんなに使うような量でないと思うんですが。他に御意見のある方いらっしゃいませんか。よろしいですかね。

事務局：はい。すいません。今、皆様から色々と御意見をいただきましてちょっと、その浸出水の処理施設の件でちょっと足りないところはあったので、きちんと比較が出来ないところもあるのかもしれないと思っておりますが、新しい施設が出来たときの、まず1番最初の稼働させた時点での、その残渣物の処理方法としまして、委員会の意見としてはこの三つ今挙げた中からどれがいいでしょうかというふうに思っていて、意見として上げていただければ大変ありがたいところです。もし、まだ話をされて、これ以外の方法というのは何かあればまた、皆さんで協議をしたいと思いますが、どうでしょうか。やはりもう少しその資料が必要であれば、また資料を集めた段階で、今の浸出水の建設費を、資料が必要であればそういったのを集めて、検討していただくという方法もありますが、どうでしょうか。

事務局：ここで出される焼却灰とか最終処分しないといけないやつについては、ここに書いてある手法1手法2手法3、島外へ丸々持ち出し、新しく最終処分場を造るか、今の既存の最終処分場を何とか利用しながらずっと処理していくか、という三つのパターン、私はこの三つのパターンのどれかで、いいのかなと思っております。で、最終処分場の水処理施設の経費、建設費なんですけれども、私もそう分けて計算したのを見たことないもんですから、一応セットというか、入れる部分と、水処理と合わせて、大体どこも工事されていますので、なかなか、例としては見つけにくいのかなと思います。

事務局：今、画面に映しているんですけど、3ページに載っている建設費の中で、事例2の自治体さんから数字をもらったんですが、事例1のところは、貯留施設建屋とちょっと分かれていたものですから、また別に浸出水があるのかなとちょっと思ったりもしたところです。ただ、事例2の方は、多分一括で数字を教えてくださいましてので、この中には浸出水施設は入ってるんじゃないかなと個人的には、思うところではあります。

委員：例えば自治体にはなくて焼却浸出水処理施設とか最終処分場を造った業者さんに、何社かに、ちょっと値段を聞くっていうのは出来ないことなんですか。浸出処理施設の建設費それだけを建てる費用がどれくらいかかるものなのかいろんな業者さんとかに、聞くのは出来ないことなんですか。最終処分場全部ではなく、この浸出水処理施設だけっていうのを聞くのは業者に聞くのはいけないことなんですか。

事務局：一応、他の自治体の事例を見ますと、例えば、コンサルさんが各プラントメーカーさんにアンケートという形でとる事例はあるようです。ただその、ちょっと見えないところがあるのと、やはりその、もらった数字が先行していくっていうのがあったりとか、数字がひとり歩きしていくところもあったりとかするので、なかなか出せないところもあるのかなと思っております。なので私もメーカーさんには

聞かずに、各自治体の方に聞いたところではありました。ですので、あと、最近造ったところですね、また聞けるところがあれば探してみたいと思います。それでも分からない時には、また、色々相談させていただいてそのメーカーに聞けるところがあれば、聞いてみるというのは、したいと思います。

委員：すいませんまた別の話になるんですけども、手法1をとった場合、十島と三島は、最終処分場が無いってことだったんですけど、灰を定期的に出してると思うんですけどその間に灰をストックしとく場所っていうのは何かどういうものになっているのかなと思ってちょっと教えてほしいです。

事務局：十島と三島は、それぞれの島に分かれていますから、それぞれの島に小さな焼却施設があるんですよ。その焼却施設に付随して、保管施設があつて、定期船が両方とも行ってますので定期船で持ち出しています。だから、そんなに大きな保管施設ではないですね。

委員：ありがとうございます。

委員：手法としては、私は3しかないと思う。そんな中で、さっきから私引っかかっているんですけども、管理型の最終処分場でこのパンフレットにも書いてある通り、遮水設備の構造、処分場の底や壁には万一廃棄物から水、浸出水が染み出ても外へ出ていかないような構造になっているとこの中にちゃんと謳われているんですよ。これっていうのは、私は素人でよく分からないのですが、この概算建設費の中の膜処理というのがどう違うのか、私理解出来ないものだから、そこら辺のことを分かるように説明してもらわないと、もしそれがされてなくて、今からやるとすればどういう手法があるのか、今言われるようにちゃんと見積りなどはとれるのかというのを教えていただきたいと思います。

事務局：最終処分場は、委員がおっしゃったのは、外に水が漏れないような、これはシートがあつてアスファルトがあつたりする、いわゆる2重に遮水シートをするのが管理型処分場なんですけども、これ、もう水を通しません。で、膜というのは、卵の薄皮ですか、あれみたいに、汚れ分と水分子があつて、水分子は通すけど、汚れ分は通らないです。下の穴が開いてる膜があつて、膜処理の方でチューブがあつて、チューブの方に圧を掛ければ、水だけは出て行って、汚れ分は出て行かなくて、ここに溜まる、出て行かない構造が膜処理になります。だから、膜処理をすれば飲める位の水となります。で、最終処分場のこのシートについては、もう全然水を通さないプラスチックの膜ですので、これが2重になっていますので、この中に溜まったものは、ここに穴を開けて水処理施設に持って行くんですけども、水処理施設に行く管以外は、外に行かないという形が最終処分場になります。

委員：いわゆるゆで卵の薄皮、膜処理はどこにつけるんですか。

事務局：これは水処理施設の最終段階に付けます。

委員：パイプの先ですか。

事務局：水処理施設というのは、大きく言えば、まず皆さん、合併処理浄化槽というか、自分が水洗トイレを我が家にあると思うんですけど、浄化槽がトイレの先に付いてると思うんですけども、まずこっから出てきた水を、通常は曝気処理して、いわゆる微生物の力を利用して有機物を分解する。その次にキレート処理とか、次の槽で

は薬品を入れて浮いているものを沈める槽があります。それで、沈めてしまえば大分綺麗になるんですけども、中にポツポツとどうしても残ります。これについて、膜処理をして、この水をチューブの中を通して圧を掛けて中を通せば、ポツポツはチューブの中に残って、水だけ外に出ていく。膜処理によって処理された水については、ほんとは飲める水なんですけれども、放流するのが一般的な流れのようです。大きく言えば曝気処理をしてキレート処理をして、膜処理をしてというのが最終処分場の処理である。こっちは水を通さない、こっちは膜は汚れだけ遮断して水は通す。

委員：そうすれば、その膜は、別な所で設置ができるわけですよね。水抜きをすれば、違うんですか。

事務局：こっちをずっと使えば詰まってくるので、今度は逆にこっちから水を通して、底の方に溜めるとかして、逆洗というんですけど、やったりしてするんですけどそれでも集まってくる。大体、コストが1年で膜が交換になります。

委員：膜のことは分かりますけど、例えば、この場合にどこにすればいいんですか。

事務局：水処理施設の最後に。

委員：抜く所で造ればいいわけじゃないですか。結局、今のは、今の施設は水が抜けませんよね、

事務局：今の施設は、水処理施設はついているんですよ。

委員：今の施設についてないんですよ。

事務局：今の施設はですね。

委員：その、これちょっと見ていただけます。

事務局：今の施設は出てきた水は直接焼却炉というか、炭化炉の方は熱があまり上がらないように散水とかしているのかな、そこの水をそのまま直接散水へ回しているの、水処理施設が無い。だから、水処理施設を今度は造らないといけないかもしれない。

委員：私が確認したかったのは、結局、膜処理って無いんですよ。

事務局：膜処理今は無い。どこの施設も膜処理をつければ、もっと飲めるような水が出来るということになりますので、今の施設は、そのものが無いので、ここまで造らないといけないかなということになります。

委員：抜く部分を設定して、そこに膜処理を設定すればいいということじゃないですか。

事務局：通常膜処理を1番最初に持って来れば、汚れてきます。だから、曝気処理とかキレート処理とかいろいろやった最終段階だといいい。

委員：だからすぐ持ってこれる持ってこないじゃなくて、今の施設の外に作れるわけですよね。

事務局：そうです。

委員長：他に。これまでについて、御意見のある方いらっしゃいませんか。

委員：手法3を考えた場合、浸出水処理施設が別として、浸出水処理に年間16,496千円、人件費も含めてですけども、そっちにかかるということですけども、島外への年間委託が年間11,880千円、これに新しい焼却施設の維持管理費という想定される年間のコストはその3点以外何かありますか。

事務局：はい、新しい施設のコストにつきましては、今お話のありました最終処分場に関するコスト、あと新しい焼却施設に関する人件費、維持管理費、あとはリサイクルプラザがありますので、そのリサイクルプラザの維持管理費っていうのがあります。

委員：もしもその手法3で浸出水処理施設だけは新たに造るとなったらそれでも補助金、交付金とかは出るんでしょうか。

事務局：はい。その浸出水だけの補助金交付金については、また、国県の方にも確認をしないと何とも言えないところだと思います。この最終処分場の、機能向上に繋がるものなのかどうかというところが、一つの審査の点だと思いますので、その部分がどう国県が判断されるかっていうのは、聞き取りをしないと明確に出ないところであると思います。あとすいません、今、維持管理費の話が出ましたので、ここ5、6年の間に造った施設の、建設費ですとかそういったのを、町のホームページですとかパンフレットとかいただきまして取りまとめました。これですね、施設としましては、このような施設を造っております。今、ストーカ式の施設になっております、処理能力は13トンです。これ16時間動かしています。1炉です。これ、灰溶融施設を完備しているみたいです。建設費が9億9,100万。ちょっと安いんですけども、これ2010年、9年前の整備になっております。毎年、廃棄物については、実態調査という国が行ってる調査がありまして、そこから維持管理費の方を引っ張ることが出来ましたので出しております。中間処理につきましては1億6,100万、年間にかかるそうです。最終処分場は300万というふうになっておりました。ここですね、建設をしたメーカーさんに維持管理の方を10年間の長期包括やってみたいです。10年間の長期包括が12億3,300万で契約を結んで、維持管理の方をしてもらっているようです。次が、ここです。施設はこの施設になります。始良の施設によく似ています。これプラントメーカーが同じエヌエヌ環境というところでした。ここが造っている施設です。中身としましては、ストーカ式の16トンの8時間運転です。一炉。焼却灰とか飛灰の発生量が486トンです。ごみ量が5,144トン、燃やすごみが年間出てくるということで、大体灰の量としては10%近くのかなとちょっと思ったところでした。工事費が大体24億7,000万かかっています。維持管理としましては、中間処理として8,000万、最終処分場で700万というふうになっております。ここは直営でして、作業員はこの人数で今やっているとということで、国の方の報告は上がっておりました。最後、この施設です。ここもストーカで、ここは協和エクシオというメーカーが造ったみたいです。ここは、12トンの8時間、2炉の施設です。年間の燃えるごみの発生量が2,826トン。灰の量が166トンですので、大体5%程度になるというみたいです。ここは大体23億6,500万の工事費なっています。2016年から稼働して1番今のところ新しい施設になっています。中間処理が8,600万、最終処分が1,100万ということで、数字が上がっております。この辺の維持管理費というのが一つの目安なのかなとちょっと思っているところです。ただその、国の実態調査の中身が、もう少し精査出来れば、もう少し具体的に見るところもあるとは思いますが、一つ、これが数字として上がりましたので、前回の焼却能力の話をしてましたけど、参考資料として、今、皆さんに御説明させてもらったところでした。こういう出てくる、その灰の処理というの

が出てくると、実際、うちの方で今挙げた灰の処理量自体が年間 465 トン、この自治体の量と今同じ位の量を想定しております。ただ燃やす量がここは 5,100 トンあったりしますので、この辺がちょっと数字が違うので、もう少しやっぱり実際最終処分場で処理していくのは減っていくのかなと思うところではあります。すいません最終処分場の話が出たところありましたが一応、先ほど維持管理費っていうのがありましたので御紹介させていただきました。

事務局：すいません。残渣処理につきまして今まで皆様から色々と御意見をいただきました。先ほど私の方で委員会の方の考え方として、この手法三つの中から、どれがいいかという御意見がいただければというお話をさせてもらいましたが、それが出来ればしていただきたいと思えますし、やはりもう少し、資料を欲しいということで、もう少し精査していないという話があればですね、ちょっとまた次回に向けて、皆様からこういう資料を欲しいというのが、上げていただければ資料を集めて、また検討をしていきたいと思えますが、いかがでしょうか。

委員：いいですか。手法 2 と 3 のことなんですが、今、既存施設の利用、この手法 3 で、今の最終処理場を利用した場合に 7 年とおっしゃってましたよね。それに、浸出水処理施設が無いわけですよ。これを新たに、今の既存の最終処理場に付けられるのか。それを付けて、その施設がどれだけ費用がかかるのか。その数字はやっぱり見たいんですよ。それとですね、島外の事業者委託費っていうのはこっち、これは変わらないわけですよ、この 3 でいくと。あと、最終処分場の維持管理費っていうのは変わってくるんですかね、浸出水処理の施設を造ってやった場合、それと総額の金額とですね、それと、手法 2 新たに造った場合に、数字的に大きく見えますけども、補助金が正確に幾ら出るのか、手出しが幾ら出るのか、その差がですね、私としては知りたいんですが、その数字が変わらないのであれば、どっちか 2 か 3 を選ぶ方法もあるのかなというふうに思うんで、今、今としては 3 がいいのかなと。お金がかからない方向でいくと思っではいるんですが、ただそこんところの数字がやっぱりちゃんと出てから、もう 1 回検討するべきではないかなって私は思いますけど、どうでしょう。

事務局：はい。今御質問がありました手法 3 と手法 2 の細かい数字の部分について、資料を集められるところではですね、集めたいと思えます。一応ですね今分かっているところでお話しさせていただきますと、手法 2 ですね、ここに建設費用は 11 億 2,500 万と書いてありますが、近隣の自治体の事例とかを参照にして一般財源の持ち出し分としては、この建設費の内の 5 億 400 万位が、一般財源として必要じゃないかということが、他のところの事例を基に計算をしたところでした。ただこれは确实この数字というわけではやっぱないですが一つの目安としてその 5 億 400 万が、一般財源として必要になってくると。こうなった時にこの手法 2、一般財源額としましては 7 億 5,000 万位、一般財源として必要じゃないかと思うところではあります。手法 3 につきましては、浸出水施設の建設という部分が加わっておりませんので、それが加わった時にどの位の費用負担になるかというのはちょっと、また資料を求めてみないと分からないところではありますので、そこはちょっとまた資料を含めて。皆様の方でまた次回の会議の中でお示ししましてその中で方向といたしますか、

委員会としての意見を決めていただくということでもいいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：はい、よろしいでしょうか。新たに造る場合、もう、補助は分かったんですけど、いわゆる補助残の起債は何を使えるかによってまた、財源的にもかなり楽になる部分があると思う。それまで出してもらえれば良いと思う。

委員長：今の最終処分場のある位置というのは、1番高いところにあるんだよね。だから、次に、より上に造った場合、そこに持っていく手段は、一旦溜めといてポンプで行うのか、そういうところも出てくるわけです。だとするならば、今のやつを改造するっていうよりも新しい最終処分場は、なるべく低い方に造った方が良いんだよね。それは私の考えです。

事務局：はい。先ほど委員のおっしゃいました起債の部分については、どういう交付税措置があるのかっていうのもとりあえず見込みで計算した上で、大体、一般財源としての負担額が5億ということで計算を出したところです。

委員：今までの施設のあり方についても事務局で詳しくやっていただいている訳です。まず最終処分場は、私は必要じゃないかなという、種子島を見せてもらったときに15年スパンとか言われてますが、始良も種子島も15年スパンだけど、半分までいってますよというような、量も同じですよ。ということは15年のところが20年もつかもわからない。それまでに前回、人口とか、今の人口減によるごみが減ってくるんじゃないかという意見で、施設のあり方もあったんですが、施設について私は今まで話し合いした中で進めていけばいいなと私は思います。最終処分場も含めてですね。問題は、今の金額の問題なんですけど。ここで示していただいている5億云々と委員からも、起債云々もありましたが、これは例えば総額15億かかりますよ、20億かかりますよとなると、それだけ高いのでないとも限りません。出来れば私たちも全体で今この5億から7.5億という数字いただいているんですが、このぐらいで行けますと、実際は10何億かかるけど交付金その他で賄えますから、5億位で出来ますよというのを、やはり私たちは理解しても一般の住民の皆さん方は、やっぱり高ければ高いなりにやっぱり苦情も出るかも知れませんし、だけど、安いのを造って後で後悔するよりは、やっぱりきちっとしたのを造っておいたほうがいいんじゃないかと思いがします。人口減については、確かに今の全国的な問題で人口減ってきてます。それに伴ってごみが減るかという、恐らく逆じゃないかなという気がします。私はいつもごみの集めるところみたいな廃棄物の中で何ですか、大型粗大ごみとか粗大ごみ一般のそれ見る時に、勿体ないのっていっぱいあるんですよ。これを何とかそのリサイクルして、そういうのは、ごみで出さないで使える方法あればこの機械も、寿命延びたりするなということで、そういうところも、もともと私たちは、機械的な機械のあれはあんまり詳しくありませんが、ごみを減らしたり、何とか工夫したいというのは、年寄りでもできる話で、粗大ごみなんか見た時に、使えるのがいっぱいあるんですね。だからああいうのを何とか減らしていったら、その今の耐用年数が15年が20年になるかも知らんし、今の最終処分場も恐らく15年で計画したのが20年25年もつかもわかりません。そういうことを考えると、今まで話し合われた施設の中で、これはだめというのは余り無い

ような気がする種子島と始良を見せてもらって、事務局が計画したやつがですね。最終処分場を造って、あとは住民の意識次第だと思うんですね、ごみの問題がですね。そこんともやはり今後やっぱり僕たちは考えていくべきじゃないかなと思います。この前の下を視察しましたよね、前々回ですか。その時に最終処分場もうここに造ったらいいなって話も出たような気がします。今ある処分場はあと7年位もつっていうことですよ。だから、完成当時にはもういっぱいになる可能性もありますので、別に処分場を造るのが必要ではないかなという気もしますので、私たちはごみを減らす方法しか私は余り知恵は無いんですけどね。だから、最終処分場だけ私は必要ではないかなと思っておりますので、人口が減ってもごみは増えます。特に最近私感じるのは通販の時代になってますので、毎日カタログが来るんですよ。皆今ひもで縛って捨てていますよね、これ、このごみが相当あるこれ何とか出来ないかなというあれでね年寄り連中4、5人集まって話した時に、受け取り拒否しようじゃないかなあって話もあるんですよ。どこで調べるか分からないけど私んとも、昨日と一昨日で8冊来ました。カタログがですね、ほとんどそれをそのまま捨てなきゃならんのですよね。だからそういうことも今後やっぱり、住民との関わりの中で意識を持ってもらって、そうすると、立派なものを造っておけば、長持ちするし、やっぱり住民の認識を深めていくというのがやっぱり私も必要じゃないかなと、そういうふう感じております。長くなりました。

事務局：すいません。今のちょっと話の中で、私の説明が足りないところがあったのかなと思ったので少し補足させていただきます。最終処分場、新しく施設が出来て出てくる残渣を7年間入れられますという話をさせていただきましたが、これは今の施設から7年間というわけではなくて、新しい施設が完成してから7年間は入れられる可能性がありますというお話させていただきました。ですので、今から完成するまでの間は、それほど今の炭化ですので、入れるものはあまり無いので、最終処分場としての残余率は、残余量は減ることはあまりありませんので、今4,500 m³位が容量として余りがありますので、それが令和6年の完成目指しましてはいるんですけど、それ以降から7年間は全ての最終処分の灰とかを入れても7年間は使えますということで、御説明をさせていただいたところでした。説明がちょっと不足したなと思ったので、追加させていただきました。で、今皆様からいろいろと御意見をいただきまして、やはり皆様の方からはそのコストについての考え方の部分をもっと説明してほしいという部分と、あと施設の有効利用というのもきちんと考えてほしいということだと思います。ですので、コストについての資料をもう少し私の方でまた集めて、次回提示させていただければと思いますし、今ある既存の施設をどのように有効に利用しながら、そのコストとの兼ね合いを考えるかという部分だと思いますので、資料の方を、また、提示させていただいて次回判断していただければと思います。ありがとうございます。

委員長：はい。着工年度は何年ですか。

事務局：はい、一応、今目標としておりますのは、この前皆様からお話をいただいて処理能力の方を決めていただきましたので、国県の方に計画の方、先月上げております。その中で、来年からその交付金対象、そして事業を色々進められるようにしており

ます。ただ、来年再来年につきましては計画づくりですとか、環境アセスですとか、測量となっていくのかなと思っております。ですので本体工自体は早ければ令和3年度末だったりするのかかと、令和4年度ぐらいが順当になってくるのかなと思っておりまして、完成を一応目安としていいですか、目標としましては令和6年度中の完成を目指していきたいと思っております。ですので、今から大体5年間ぐらいはまだ色々と建設とか、調査、設計等にかかってくるんじゃないのかなと思っております。ただこれも、住民説明会の中でも説明させていただいてるんですが、やはり一つの目安として、目指すべき目標として掲げさせておりますので、調査ですとか、設計等の状況によっては、延びる可能性もあるかもしれませんという話はさせてもらっております。

委員：次に資料が出てくる時に、例えば4ページの手法1、2、3つてありますよね。これから見ると、私は手法の3ぐらいしかないんじゃないかなというふうにもするんです。これをまだどうするかっていうことを先送りするとまたそれも遅れますので、できれば、今の最終処分場の建設を含めて、計画を進めていただいて、前回は、初めの頃に、申請が遅れるとまた遅れてきますって話がありましたよね。途中で変更出来るものは後回しにしてもいいと思うんですよ。だから、この1、2、3が決まらないとなかなか目標も出てこないんじゃないかなと思います。皆さんの意見もあろうと思いますが、私はその最終処分場は必要じゃないかなという気はしております。建設費のうんぬんではなくてですね、そこに全体で建設費が出てくると思うんですよね最終処分場も造ると。その中で、持ち出しが大体幾ら、そういう数字が出てくると、理解がし易いんじゃないかなと思うんですよね。出来れば、これ私は1、2はちょっとどうかなという気がしますのでね、この3番の方、建設費はまだわかってませんけど、それを含めた中で最終処分場もぜひこの際造っていただいとった方がいいんじゃないかっていう気がします。

事務局：はいすいません。今のお話につきましては手法3を中心に考えて、ただ浸出水の施設の経費とが分からないところがあるので、そこをもう少し精査したいという、というような判断ということによろしいですかね。

委員：はい。

事務局：わかりました。

委員：最初の方でも言いましたけれども、やはり、手法3がいいんじゃないかという風に考えます。何故かと言いますとですね、過去に、旧尾之間処理場、合併前の話になりますけれども、その時に使っていたのは小型の焼却炉でした。その焼却炉はまだ使えたんですけども、炭化施設が出来るということで自分は、その当時は、燃やせないごみとしてビニール類がありました。で、今こっちに運んで来てるんですけど、その時に手続をし直してこの焼却炉を使って右から左へ移すだけだから、これを処理しようと、この施設で処理しようよと言うたところが、役場から新しい施設が出来るから心配するなと言われて、それで結果的に使えるものをポイしてるんです。そういうことはしたくないなっていう思いがあります。今、最終処分場はまだ半分ぐらいの空間があるから、目いっぱい使って、その後で考えられないかというふうに思ってます。当然この数字は、改良あるいは改修というのが見えないという

ことは言いましたけど、水処理の施設が必要であろうというふうには思っておりませんでした。ですが、金額とかにはただ自分にはまるで分からないという部分ではありました。それは必要だとは思ったんですけれども、やっぱりこの3の手法で、行ったらどうだろうかと自分は思ったところでした。

事務局：この残渣処理につきましては先ほどもちょっとお話をしましたが、手法3を中心に考えて精査するための資料をまた次回、また揃えて、皆さんの御意見、検討をしていただければと思いますので、はい、本日はもう、こういう形で、はい。

委員：一つ追加でいいですか。今、3の方で今あるやつが7年、仮にもっともつんでしょうけど。また7年だったら、足りなくなったらまた造らないといかんわけですね。だからそこもちゃんと考えて数字を出していただきたいと思います。

委員長：じゃ、最後にその他のほうで、事務局何かありますか。

事務局：はい。循環型地域計画を県の方に提出しています。中身については今県と国の方から指摘を受けまして修正を掛けるところであります。一応提出したものにつきまして少しだけ説明させていただければと思います。10月16日付けで出ささせていただきました。中身としては対象地域、計画期間、基本的な方針、広域処理の検討状況とか、この中身につきましてはひな形が決まっておりますので、それに基づきましてそれぞれ町の取り組みについて説明を書いております。で、計画期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画としております。これは、計画自体は最長7年までは延長出来るものでありますので、状況によっては延長、あとまあ、随時見直し等も出来ますので必要によって見直しをしていく事で考えております。で、基本的な方針と広域処理につきましては、離島なので広域化は困難であると書いてあります。で、現在の処理のフロー図ですとか、生活排水の方、同じように出さないといけないので掲載しています。で、処理量につきましては、人口減少ですとか、今の分別を基本とする方向の中で処理量の方を出しております。これは、皆様に前お配りしました町の一般廃棄物基本計画の中の推計値を用いて出しております。施設を造るという中で、今の炭化・電気溶融というのが安定稼働出来ていないのと維持管理費が結構かかるので、新しい施設を造ってごみを安定的継続的に処理していくということで書かせてもらっております。施設の整備につきましては、この前の会の中で話をしました14トンで申請をしております。これにつきましては前の会からずっと話をしましたが、国の交付金の要件ですとか、今後の話し合いの中で見直しがある可能性もありますし、来年度から、ここにある基本設計の方に入ればというふうにはちょっと思っております。その中に、今のうちのごみ量ですとか、ごみ質、あと残っているその炭化物などもどういうふう処理していくのかっていうのも、コンサルの方と検討して、最終的な能力については定まってくというふうには思っております。ただ今の要望としましては14トン、1日14トン処理出来る炉ということで上げております。で、一応計画としましては、来年は施設の基本設計というものをしていきたいと思っております。今この整備検討委員会の方でお話をさせてもらっているものが基になって、町長の方に報告書を出して、その報告書を基にこの基本設計の仕様書といいますか、そういったものを作ればと思っております。地質調査ですとかその環境影響調査等を行うようにしております。

施設については、今、エネルギー回収率とか、熱回収施設というものが上がっておりますが、今現状うちの施設の能力を見ると、ほぼ出来ることが少ないのかなということで、エネルギー回収、熱回収は無しという形で出しております。ですが、施設を造っていく中で、場内の温水ですとか、そういったものに活用できる部分があれば、積極的に使っていきたいと思っております。ただ国が示すような基準の熱回収率何%とか、そういったのにはちょっと満たない部分が、やっぱり容量が小さくて、発熱量もそうないというのがあると思いますので、今のところ、国に出している、それの中では無しと報告させてもらっております。で、このように計画を今国県の方で審査をしていただきまして、随時修正をかけて来年度からの事業実施に向けて進めております。また、これ、きちんと定まれば、広く町民の方にもお知らせしていくようにしておりますので、今は国県等のまだ審査が終わってない状態ですのでこの形で御説明させていただきました。その他としては、まず一つはこの説明をさせていただきました。

委員長：以上で、委員会を終了します。